

## 議第145号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（別表第6において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第5(1)の項中「住宅をいう」の右に「。以下同じ」を加え、同表備考1中「面積は、」の右に「申請に係る建築物の」を加え、同備考4(2)中「100分の105を乗じて得た」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した」に改め、同備考4を同備考5とし、同備考3中「係る住宅」の右に「(当該変更が共同住宅等の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のみに係るものである場合にあつては、当該専有部分)」を加え、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 (1)の項の申請において、1の共同住宅等の複数の住戸について同時に数件の申請が行われた場合における1件の申請に対する審査に係る手数料は、同項に掲げる住宅の区分に応じ同項に掲げる額を同時に行

われた申請の件数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第6条関係）

種 別	区 分	手数料（1件につき）		
		A	B	
法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下「計画」という。）の認定又は法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査（これらの認定の申請に併せて、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があったものを除く。）	住宅の用に供する部分（共用部分の区分所有等に関する法律第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。）を除く。	150平方メートル以下の面積	5,000 <sup>円</sup>	35,000 <sup>円</sup>
		150平方メートルを超え400平方メートル以下の面積	10,000	70,000
		400平方メートルを超え800平方メートル以下の面積	16,000	97,000
		800平方メートルを超え2,100平方メートル以下の面積	27,000	137,000
		2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以下の面積	45,000	196,000
		4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以下の面積	80,000	280,000
		8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以下の面積	127,000	380,000
		16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以下の面積	160,000	498,000
		24,750平方メートルを超える面積	171,000	585,000
	住宅の用に供する部分（共用部分に限る。）	300平方メートル以下の面積	10,000	110,000
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	27,000	180,000
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	80,000	280,000
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	127,000	360,000
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	160,000	430,000
		25,000平方メートルを超える面積	200,000	500,000

住宅以外の用に供する部分	300平方メートル以下の面積	10,000	242,000
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	27,000	384,000
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	80,000	546,000
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	127,000	670,000
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	160,000	790,000
	25,000平方メートルを超える面積	200,000	900,000

備考1 区分の欄に掲げる面積は、同欄に掲げる部分の床面積の合計とする。

2 Aの欄は、市長が定める者が、計画が法第54条第1項各号に掲げる基準（市長が定めるものを除く。）に適合するとあらかじめ認めた建築物の部分について、Bの欄は、その他の建築物の部分について、それぞれ適用する。

3 計画に係る建築物の部分が複数の用途の区分にわたる場合における手数料は、当該区分ごとにこの表に掲げる額の合計額とする。

4 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定に係る床面積の合計は、当該計画の変更に係る建築物の部分の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）に2分の1を乗じて得た面積とする。

5 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があった場合の手数料は、建築物の部分の用途の区分に応じこの表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 当該申出が建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であるとしたならば、別表第1の規定により納入すべき同表(1)の項に掲げる額。この場合において、当該申出が法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づくものであるときは、同表(1)の項に掲げる床面積の合計は、計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

(2) 当該申出が建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であり、かつ、当該申請において構造計算適合性判定が必要となるとしたならば、別表第1備考4の規定により同表(1)の項に掲げる額に加算すべき同表備考4(1)又は(2)に掲げる額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額

(3) 計画にエレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれているときは、エレベーター又はエスカレーター1基につき9,000円

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。